

保護者様

名古屋たちばな高等学校
校長 坂 美好

冬休み中の生活について

令和6年も残すところあとわずかになり、保護者の皆様には何かとご多用のことと存じます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

インフルエンザと新型コロナウイルス感染は、年末年始にかけて増え続けるのではないかと報道される中、いよいよ明日から冬休みとなります。短い期間の休暇ですが、不規則な生活習慣が身につけてしまうと、3学期の生活に影響を与えてしまいます。

休暇中は、こまめな手洗いとうがいの励行によって健康管理の維持に努めることで、有意義で規律ある冬休みになるようにご家庭でご指導をお願い致します。

1. 家庭学習

高校生の本分は、健全な心身のもとで学ぶことにあります。1・2学期を振り返り、不得意科目は復習を入念にして、3学期に向けて自ら学習に進んで取り組めるようにしてほしいと思います。また、将来の進路に必要な科目や、資格試験の勉強を深めるなど、目的を持って計画的に学習する習慣を身につける機会となるようご指導をお願いします。

2. 部活動

冬休み中の部活動は、顧問の指示によりインフルエンザや新型コロナウイルス感染予防に努めて、安全に十分注意して行います。万が一、活動中に顧問の目の届かないところでのケガや、体調不良を自覚した場合は、速やかに申し出るように指導しています。

なお、12月30日(月)～1月3日(金)の5日間は学校を閉門します。本校舎・橘校舎ともに立ち入りできませんのでお知らせいたします。

3. 交通安全

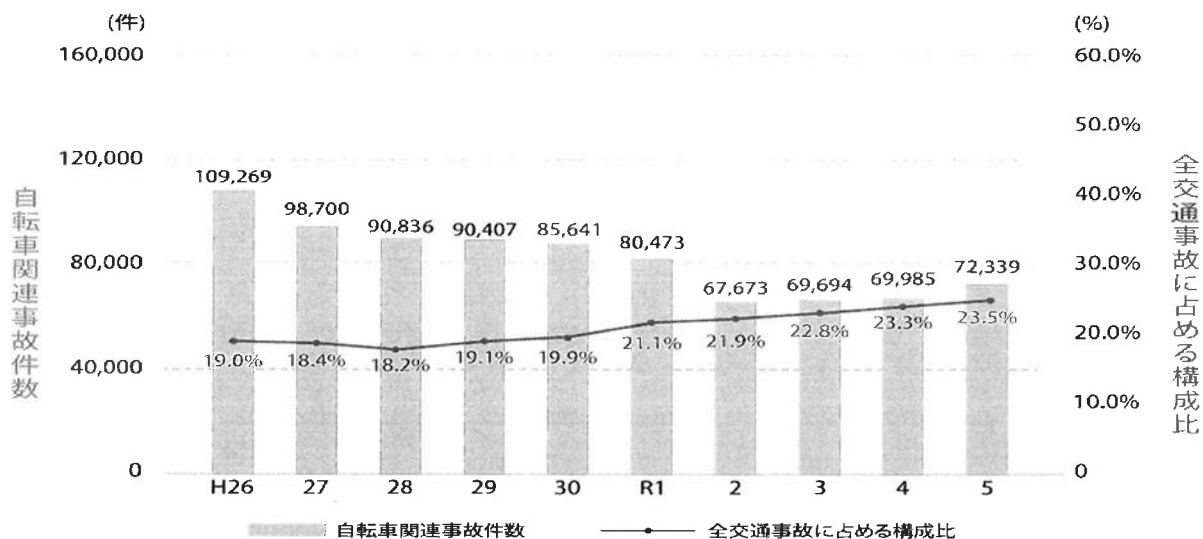
年末年始は交通量が多くなり、普段よりも交通事故の危険性が増します。横断歩道の通行や交差点での信号遵守と安全確認など、事故に遭わない注意を呼びかけています。

また、自転車の運転は運転免許こそ不要ですが、事故を起こせばバイクや自動車などと同様の交通法規が適用されます。ご存じの通り道路交通法が改正され、令和6年(2024年)11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」(「ながらスマホ」)の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、改めて自転車の運転に関するルールを確認しておきましょう。今般の改正道路交通法で自転車の運転に関するルールが強化された背景には、近年、自転車による交通事故の増加傾向が続いていることがあります。

警察庁の統計によると、令和5年(2023年)中の自転車が第1当事者(過失割合が高い方)又は第2当事者(過失割合が低い方)となった交通事故(自転車関連事故)は72,339

件で前年より 2,354 件増加しました。自転車関連事故の件数は、全交通事故に占める割合が 2 割を超え、令和 3 年（2021 年）以降、増加傾向にあります。

また、愛知県では条例の改正により、令和 3 年 10 月 1 日から大人も子供もヘルメット着用が努力義務とされました。条例改正の背景には、自転車事故で死傷した高校生のおよそ 9 割がヘルメットをせず、頭部への障害が致命傷になったことが挙げられます。慣れるまでは窮屈かもしれませんが「命を守るため」です。ご指導をお願いいたします。



(注) 自転車乗用車が第1又は第2当事者となった事故の件数であり、自転車の相互事故は1件として計上した

自転車安全利用 5 則

- ① 自転車は車道が原則。歩道は例外
- ② 車道は左側を走行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・二人乗り、並進の禁止、飲酒運転
 - ・夜間はライトの点灯
 - ・交差点での信号厳守。一時停止・安全確認
- ⑤ ヘルメットを着用

4. 携帯電話・スマートフォンの利用

インターネット掲示板や SNS に個人の名前・画像・うわさ話などを本人の承諾を得ることなく勝手に書き込むことは、犯罪行為に該当する場合があります。また、無料通信アプリ（LINE など）を悪用し犯罪に巻き込まれるケースや、闇バイトなど SNS を利用した犯罪も増加しています。携帯電話は便利な機器とはいえ、使い方を誤ると個人情報が一歩歩きして、永久に削除できなくなります。軽はずみに他人の情報を書き込んだり、知らせたりしないように配慮が必要です。情報化社会で自分を見失うことなく、適切に情報を使いこなせる人になってくれることを願います。

5. 喫煙

喫煙問題については生徒指導の重点目標の一つとして、これまでもさまざまな機会を通じて指導しております。しかしながら、毎年喫煙による補導件数はゼロにはなっていない状況です。葉タバコだけではなく、電子タバコやリキッドタイプなど様々な種類が出てきています。

指導されたほとんどの生徒は喫煙を軽く考えています。未成年者の喫煙禁止を定めたわが国の法律に違反する行為であり、周りの大人が未成年喫煙に対して厳しい目を向けるべき内容です。ご家庭におかれましても、法令順守と喫煙が健康に及ぼす害について説諭ください。

6. 飲酒

最近の調査によりますと、高校生の中で「飲酒はいけない行為」と考えている人は約20%だそうです。飲酒に対して非常に低い規範意識、少ない抵抗感と言えます。また、若いうちは急性アルコール中毒になりやすく、脳への影響も大きいと言われます。更には、子供のころからの飲酒が習慣化すると、アルコール依存症になる可能性も高くなり、他の疾病を誘発することも指摘されています。

年末年始は、ご家庭でも飲酒の機会が多くなるかと思われませんが、高校生の飲酒行為を助長させることのないようにご配慮ください。

7. 薬物

覚せい剤・大麻・MDMA・危険ドラッグなどの薬物が一部の若者の中にも広まっています。また、様々な呼び方で呼ばれており、近年、特に増加が懸念されています。令和3年中に、覚せい剤・大麻をはじめとした薬物乱用で検挙された少年は69名でした。「少しぐらいは」とか「痩(や)せるらしい」などの甘い判断や好奇心から薬物を手にする場合はほとんどのようです。12月9日(月)に警察署担当官を招いての注意喚起教室も実施されましたが、薬物使用は犯罪行為です。自分の身体を蝕(むしば)み、人生を破壊するだけではなく、周囲にも多大な影響を及ぼすとても恐ろしいものであるという認識を持たせ、絶対に手を染めないようご指導をお願いします。

8. アルバイト

本校では、学業優先の観点から、経済的な事情など特別な理由がある場合に限り、保護者から「アルバイト許可願」の提出を受けてアルバイトを認めています。アルバイトを行うことで学業がおろそかになったり、生活習慣に著しい乱れが見られる場合は、許可を取り消す場合があります。無許可でアルバイトを行った場合は、特別指導の対象となりますのでご注意ください。安易に小遣い銭稼ぎのためのアルバイトを認めないよう、ご協力をお願いします。

(生徒手帳の26ページにアルバイト心得が記載されています)

◇ 年末年始の予定

12月23日(月)～1月7日(火) 冬休み

1月 8日(水) 第3学期始業式(登校時風紀指導・頭髪指導あり)

第1限目 始業式

第2限目 LT

9日(木)

第1限目 課題テスト(国語)…1・2年生のみ

第2限目 課題テスト(数学)…1・2年生のみ

第3限目 課題テスト(英語)…1・2年生のみ

※4限目以降平常授業

10日(金)

第1限目 課題テスト(理科)…1・2年生のみ

第2限目 課題テスト(社会)…1・2年生のみ

第3限目 課題テスト(専門)…1・2年生のみ

※ただし、M2AとW2Aは授業(ECⅡ)

※4限目以降平常授業

15日(水)

推薦入試 休業日(家庭学習)

22日(水)

一般選抜入試 休業日(家庭学習)

* 学校への連絡について *

ご息に何か変わったこと、または、予測しなかった事態が発生した場合には、直ちに学校までご連絡ください。

学校閉門期間 12月30日(月)～1月3日(金)

TEL (052) 322-1911

名古屋たちばな高等学校